

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 1 1 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 6 年 1 1 月 2 0 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 7 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	本川委員長 倉持副委員長 橋本委員 福井委員 大坪委員 石原委員 稲垣委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 落合事業係長 八方事業係主査 諏訪庶務係長		
東分館・緑分館・貫井北 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 鈴木東分館長 伊藤緑分館長 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	3 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 第 9 回・第 1 0 回公民館運営審議会の議事録の承認について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 東京都公民館連絡協議会委員部会研修会の報告について</p> <p>(2) 関東甲信越静公民館研究大会新潟大会の報告について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>4 協議事項</p> <p>公民館有料化について</p> <p>5 審議事項</p> <p>公民館事業の計画について</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p> <p>配付資料</p> <p>資料 1 東京都公民館連絡協議会委員部会研修会の報告</p> <p>資料 2 関東甲信越静公民館研究大会新潟大会報告書</p> <p>資料 3 公民館事業の報告</p> <p>資料 4 公民館活動団体における事例検討</p> <p>資料 5 公民館事業の計画</p> <p>資料 6 意見提案シート</p> <p>資料 7 意見提案シート</p>		

## 会 議 結 果

### 1 開会

### 2 第9回・第10回公民館運営審議会の議事録の承認について

#### 【本川委員長】

第9回と第10回公民館運営審議会の議事録については承認ということによろしいか。

(異議なし)

### 3 報告事項

#### (1) 東京都公民館連絡協議会委員部会研修会の報告について

#### 【福井委員】

都公連委員部会研修会が10月26日に西東京市柳沢公民館で開催され、都公連関係9市と調布市が参加し、小金井市からは吉田委員と参加した。

始めに文科省職員からの最近の公民館を取り巻く動向の説明がある。

地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方の推進方策の諮問について、簡単に言えば、地域学校協働活動を推進したいという内容でした。

公民館の設置状況は、令和3年度現在全国で1万3,000館、平成11年は1万8,000館、その間約5,000館が減少しており、理由は、公民館がコミュニティセンターに転用、公民館の老朽化、市町村合併に基づいて減少している。ただし、博物館及び図書館は増加傾向にあるとのこと。

最後は一番重要な内容で、社会教育法第23条第1項の解釈で、詳細は資料をご覧いただきたいが、公民館は営利事業を全面的に禁止するものではなく、主催講座の講師の著作物の販売、映画上映等の入場料の徴収に問題ないなどの、例を挙げての説明がある。

次第3の委員部会の代表質問では、社会教育法第23条は、事務連絡の通達で地方自治体に対して営利事業の実例を紹介している。また、公民館の施設利用料は、有料化しなければならないということは、明文化されていないと付け加えて話された。

次第4の法政大学荒井教授の講演では、法第23条第1項の1号の説明がされ、昭和28年の寺中構想から70年が経過し、公民館の未来像を条文も含め各地域の実情で柔軟な対応をしていくべきではということでした。

公民館の機能としては、社会教育施設で社会教育機関であり、目的は、生活文化の振興と社会福祉の貢献である。使用料の有料・無料等に関しては、市民が学ぶことが権利であるということを経営し、例えば、社会教育関係登録団体や地域に貢献する自治会、公共団体などは無料にすべきではとの話がある。

次第6のグループワークでは、国分寺、国立、調布市と一緒に、国分寺市の新庁舎は1月にオープンするが、従来の市役所の跡地利用として、恋ヶ窪公民館、図書館、福祉センター、武道館、弓道場等を1つの複合施設とすることについてを公運審に諮問しているとのことであり、国立市では、各公運審委員がまちに出かけ、市民、特に若者を中心に積極的な聞き取り調査をし、意見を活用する事業の検討などの動きがあるようで、小金井市は、有料化について話し合っていることを4市で共有した。

**【吉田委員】**

福井委員からの研修会レポートに感謝している。小金井からの参加が少なく周知徹底が不十分だったことを反省をしている。

小金井市の有料化の問題が喫緊の課題であり、第5回審議会で渡邊館長から社会教育法第23条第1項第1号について説明があり、よいタイミングであった。

各都道府県教育委員会宛ての文科省の総合教育政策局から通達は、解釈を事務方は知っているので徹底してもらいたい。

グループワークでは、9グループの講演会のグループ意見を淘汰した発表の予定が、時間がなくなりできずに残念であった。

研修会後に荒井先生と話す機会があり、有料化あるいは減免も含めて臨機応変な柔軟な対応が必要ではないかとの話ができ、大変ためになった。

**【倉持副委員長】**

参加できず大変残念でしたが、お話の中でエッセンスをちょっと知ることができた。今回の小金井市の議論にも関わるので、資料を共有することが可能なものか。

**【吉田委員】**

公民館で実施し得る事業の具体的な事例は事務局が持っている。

**【渡邊公民館長】**

ご報告の件は、令和5年12月14日付け事務連絡で文部科学省から通知された「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」に関するもので、公民館が行ってはならない行為として、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」と規定しており、この条文の解釈に関して、説明があったものとする。本市においても、第37期第5回公運審において、当該通知に関する報告を行っている。当時の説明として、文部科学省の通知では、「公民館講座で受講料を徴収する。」であったり、「映画会の入場料を徴収する。」ことができることとされており、また、一定の要件下では「月謝制のダンス教室や塾の開催を認める。」であったり、「塾などに公民館名の利用を認める。」といった見解が示されており、現在、公運審で協議している有料化の議論に影響等があると考え、本件については将来的な課題であると説明し、理解をいただいたものと認識している。現状、公民館条例では営利活動は禁止されており、文部科学省の通知のような取扱いをするためには条例改正等の手続きも必要となってくる。

資料等については、西東京市に確認し、可能な範囲で共有する。

**【本川委員長】**

共有できるものについては願います。

**(2) 関東甲信越静公民館研究大会新潟大会の報告について**

**【渡邊公民館長】**

関東甲信越静公民館研究大会について報告する。同大会は令和6年11月7日と8日の2日間にわたり開催されたもので、本川委員長と公民館長のほか、市職員、東分

館、緑分館、貫井北分館の受託者から複数名が参加した。

1日目は表彰式等式典のほか、千葉大学名誉教授の長澤先生が「公民館のチカラ～未来につなぐ、未来をつくる公民館～」をテーマに基調講演を行った。

その後のトークセッションでは、新潟市地域教育コーディネーターの方から、地域の高校と公民館団体とが連携してインバウンド対策を行った事例の紹介があり、その取組みは、3年生から2年生へと引き継がれ、継続的に取り組んでいるという説明であった。もう一つは、静岡県焼津市のNPO法人の方で、自分達で民設民営の公民館を立上げ、運営しているという事例であった。まちづくりや民間企業などとも連携し、日々、試行錯誤しているということであったが、設置間もないこともあり、具体的取組みには至っていないようであった。

二日目は分科会が各地で開催され、我々は「学校と公民館」をテーマとした分科会に参加した。各自治体における学校との連携に関する事例紹介があったが、本市においても緑分館と貫井北分館では地域の学校との積極的な連携をおこなっており、他市に負けない充実した取組みを行っていると思いながら説明を聞いていた。

発表の最後に上越教育大学の先生から講評があった。それぞれ素晴らしい取組みではあったが、どこの自治体でも取り組めるものではなく、各地の地域性やタイミングなどを踏まえ、学校のニーズなども十分に把握し、丁寧に進めていくことが重要という講評であった。本市においても、各小中学校において地域学校協働活動を進めているところではあるが、本市の地域特性等を把握し、公民館として協力できる部分を見極め、適切な連携を進めたいという感想を持った。

**【本川委員長】**

質問等があればお願いします。

**【川原委員】**

地域コーディネーターとして活動しているが、いざ、学校と連携して活動しようと思うが、色々とハードルがあり、思うような活動ができないというのが実情である。

学校教育を補完するような社会教育活動、公民館活動の事例紹介などがあれば伺いたい。

**【渡邊公民館長】**

質問に対する答えになるかはわからないが、講評の中では学校教育と社会教育は水と油のような関係で、早急に融合を進めることは難しいという見解があった。

事例発表を行った和光市では、公民館が地域学校協働の中核を担っており、学校の要望を聞き出し、公民館が協力できることを提案しながら、運営しているということであった。和光市の場合、中学校区ごとに公民館があり、また、公民館に地域学校協働本部を設置することがトップダウンで降りてきたことを契機に学校と公民館の連携が進んできたという経過もあり、当初は、教職員の負担が増えるのではないかと、という懸念などもあり、思うように進まなかったが、試行錯誤しながら、和光市に適った連携の形を少しずつ積み重ねてきたという説明であった。

**【本川委員長】**

核となる部署、人材が決まってくると物事がスムーズに進んでいくという感想を持った。和光市では公民館が中心となり、横のつながりを作っているようで、小金井市ではだれを中心に組み立てていくのかが課題であると感じた。

**【川原委員】**

学校運営協議会の構成員に公民館職員、又は、元公民館職員が含まれているようなことも伺っている。公民館職員など、現場の職員が学校運営協議会の構成員に加えていくことなどの考えはあるか。

**【渡邊公民館長】**

公民館職員、元公民館職員が学校運営協議会の構成員となっていることは把握していない。

**【本川委員長】**

私が以前に関わっていた審議会では、直接、地域の学校に依頼し、応募してもらいました。審議会などの構成員に加わって欲しい役職などがあれば直接、依頼するような方法もあると思うが、普段の業務や人員体制なども問題もあり、その辺りの仕組みは整っていないのではないか。今後の課題である。

**【福井委員】**

学校教育と社会教育の関係性について、市の組織では学校教育部と生涯学習部の連携になると思うが、学校教育と社会教育の連携は非常に難しいという話は聞いたことがある。

各学校に配置される地域コーディネーターの人数は学校によっては1名から3名のところもあり、また、コーディネーターの任命には学校は一切、関与していないそうである。

私が社会教育委員だったときに研究大会に参加したのだが、そのときに発表を行った他市の事例では公民館の職員が地域コーディネーターを担っているということであった。やはり、公民館が学校教育と社会教育をつなげる役割を果たすべきではないか、ということ、社会教育委員の会議に提言したことがある。今後の研究課題ということで認識していただきたい。

**【川原委員】**

図書館協議会委員や社会教育委員と公運審の交流の場、学校教育と社会教育とがつながる交流会のようなものがあるとよいと感じた。

**【橋本委員】**

地域コーディネーターが配置される前から、放課後子ども教室としてコーディネーターを介さずに継続している活動もある。個人的に、昔から学校と連携して茶道などの地域活動を行っている。全てがコーディネーターを通じてやっている活動ではないということ、また、当該活動については、今後もコーディネーターの関与を控えていただきたい、この場で発言させていただく。

**【本川委員長】**

学校との連携については、地域コーディネーターの活躍のほか、地域とのつながりを通じて様々な活動が行われていることを理解した。学校教育と社会教育、そして地域との連携、協力については、引き続き、公民館として検討をお願いします。

(3) 公民館事業の報告について

**【落合事業係長】**

資料3を御覧いただきたい。4館10事業について報告させていただく。なお、貫井南分館の成人学校をこの後紹介させていただく。

**【八方事業係主査】**

「今日からはじめる いきいき腸活講座」では、前半は講師からの腸活のポイント等の講義、後半は、ジョイントマットを使用してのストレッチ等であり、座学と実践的な内容で参加者より好評であった。

**【福井委員】**

2点確認したいが、2ページの東分館の成人教育事業の実施場所と、参加者感想欄の内容に齟齬があると思うがいかがか。

7ページの一番下段の企画実行委員等の感想にある、抽選漏れの方が多かったとのことであるが、受付方法と抽せん方法は各館違うと思うが。

**【鈴木東分館長】**

2ページの参加者感想と実行委員の感想は完全に間違えて、申し訳ございませんが次回に再度報告させていただきたい。

**【落合事業係長】**

申込方法は、往復はがき、eメール、申込みフォームなどで、抽せんの方法は各館で若干の違いがあるが、本館では、申込者名簿を作成し通し番号を振る。その後は企画実行委員の同席でビンゴを回し、番号が出た方が当選となる。

各館の状況は今後確認し、また、1点目のミスがあったところと共に報告させていただきたい。

4 協議事項

公民館有料化について

**【渡邊公民館長】**

前回、第10回公運審において、委員の皆さんから様々な意見をいただいた。第10回公運審で出された意見を取りまとめた資料をご覧いただきたい。

1ページは講師ありの活動で、月謝・会費等の多寡、団体情報の公開・非公開でエリアごとにコメントを記載したものがある。

例えば、団体情報の公開・非公開に関わらず、1千円以上の月謝・会費等を徴収している団体は、習い事活動が多くなっている。このエリアの活動に関しては、有料が妥当という意見が多い。

1千円以下、又は徴収していない団体も含めて、有料が妥当という意見がある一方、地域課題を解決する活動であったり、地域福祉を支える活動などもあり、この辺りについては、公運審における協議が必要なものとする。

2ページは、講師がいない活動で、月謝・会費等の多寡、団体情報の公開・非公開でエリアを区分している。1千円以上の月謝・会費等を徴収している団体は、公開、非公開に関わらず、趣味活動で利用している団体が多く、有料が妥当という意見、特に非公開のエリアは3倍の使用料が妥当という意見もあった。

1千円以下、又は徴収していないエリアは自主勉強会などがあり減免等の対象でよいという意見があった。

また、この4エリアには、マンション管理組合や保育園等の保護者会、町会・自治会、子供会などの活動が行われている。会費等を徴収しているものと考えられるため、有料でもよいのではないか、という意見があった。

3ページは社会教育関係団体に関する意見である。Iのエリアについて、社会教育関係団体であっても会費・月謝等を徴収しており、習い事活動や趣味的な活動が行われており、社会教育関係団体であることをもって、減免の対象とする必要はないという意見があった。また、Jのエリアは、ボランティア活動や地域福祉活動など、所謂、地域課題解決につながる活動やNPO法人による活動が行われている。NPO法人については、非営利のため免除という意見があった一方、非営利ではあるが、会費を徴収しており有料でもよいのでは、という意見があった。

4ページは、その他意見を整理したものである。主なものとして、「減免手続きは申告制とする」、「基準の明確化が必要」、「公共性、公益性、包摂性、地域性、萌芽性などを基準とする」、「使用料導入により利用の適正化が図られる」、「団体情報は公開が望ましい」という意見があった。

また、今後の進め方として、より具体の団体活動に関して検討はどうか、という意見をいただいた。前回の公運審において、大まかな方向性に関して意見をいただいております。今回はより具体の団体活動に基づき、協議してもらいたいと考えています。資料4「公民館活動団体における事例検討」をご覧ください。実際の申請内容等に基づき、公運審で検討いただけるよう公民館活動団体における事例を抽出した。今回は具体の事例に基づき協議、検討をお願いしたい。

#### 【本川委員長】

具体の事例に基づき、意見交換ができるよう準備をお願いします。  
質問等があればお願いします。

#### 【福井委員】

減免は申告制としてはどうか、という意見は倉持副委員長からの意見だったと思うが、他市等で事例などがあれば伺いたい。

#### 【倉持副委員長】

他市の状況等は把握していない。議論を行っている中で、公民館使用団体の中には公共的、公益的な活動を行っている団体もあり、そういった団体が自分達の活動を知ってもらうためにも申告制という形にしたほうがアピールにもなるのではないか、と

考えた。事務局としても、団体情報の収集、団体への支援という意味でも有効なのではないかと思う。

**【大坪委員】**

今後の進め方について、そもそも原則として有料ということで話を進めて欲しいと思う。使用料といっても、100円、200円の額で、何を免除するのだろうと思ってしまう。利用者も減免などは望んでいないのではないか。あまり些末な議論をするのではなく、明確な線引きをして議論を進めていただきたい。

**【吉田委員】**

公民館の有料化については、この間、長きに渡り議論しているが、以前に示されたスケジュールからも大きく遅れている。大幅に遅れていることに不安もある。

**【本川委員長】**

事務局とも相談しながら、市議会などの意見も踏まえ、この間、丁寧に議論をしていただいている。今後、利用者への説明会なども踏まえ、引き続き、丁寧な議論を進めていく必要があるものと考えている。ご理解、ご協力をお願いします。

**【橋本委員】**

早めに決断して、進めてはどうか。

**【渡邊公民館長】**

令和6年2月に開催した第37期第4回公運審でスケジュール（案）をお示したところであるが、あの段階では、今後のマイルストーンなども踏まえ、最短のスケジュール（案）ということで提示したものである。事務局としても、丁寧かつスピード感を持って進めたいと考えており、ご理解、ご協力をお願いします。

**【大坪委員】**

次回以降も時間がない中で有料化の議論を進めなくてはならない。先ほどの資料4に関しては、正副委員長と事務局とで一定整理したものを示していただきたい。事務局（案）を参考に、公運審の中で協議するような形で進めて欲しい。

想定外のことが発生するのは、使用料導入後だと思う。今後、起こり得ることを全て公運審で整理するというのは時間が足りないし、不可能である。

**【渡邊公民館長】**

資料4に示した具体の事例に、イレギュラーな活動は含まれていない。大枠を固めるという部分では大坪委員の意見と一致している。まずは、資料4について、事務局（案）を作成したいと思うが、どうか。

**【倉持副委員長】**

個人的にはもう1回くらい、委員の皆さんからの意見をいただいたうえで、事務局（案）をまとめてはどうかと思うが、どうか。



**【橋本委員】**

委員の意見は一定出ている。これまでの意見等を踏まえ、事務局（案）をお願いする。

**【本川委員長】**

個人的には、スケジュール（案）に沿った形で速やかに進めたいが、公運審の中で議論を尽くして結論を出すのが筋だと思う。一旦、この間の経過や出していただいた資料等に基づく協議、意見は尽くしたと考えている。資料4については、正副委員長と事務局とで整理したい。

**【稲垣委員】**

第37期の任期は令和7年9月までだと思うが、任期中、どこまでの内容を整理するのか。任期中に結論を出すべく、スケジュールに基づいた協議ができるよう準備をお願いします。減免は申告制より、まず審議会で大枠を決めて、グレーゾーンを申告で個別に対応するのがいい。

**【本川委員長】**

第36期からの申送りに基づき、現在、継続的な協議を行っている。第37期任期中に一定結論を出す必要がある。

**【渡邊公民館長】**

公民館の有料化に当たり、公民館使用団体の実情把握について、足りない部分があったと認識しており、把握できる範囲で活動状況等を調査した。この結果、いくつかの活動団体の区分があること、会費等の徴収状況、団体情報の公開・非公開、活動の目的や活動の特性等に基づき、有料、減額、免除の線引きをすること、減額、免除については申告制とすることなど、一定の方向性を整理することができた。

第37期の任期中に少なくとも、提言書を取りまとめ、事務局に提出することをお願いします。

**【吉田委員】**

今後、利用者説明会なども予定されていると思うが、当然、反対意見なども出てくると思うが、その時は、どうなるか。

**【渡邊公民館長】**

100%理解いただくのは難しい。できるだけ多くの皆さんに御理解いただけるよう努力したい。

**【倉持副委員長】**

提言書を作成することが公運審の役割であって、提言書を踏まえ、最終的にどのような規定とするかは事務局もしくは教育委員会の判断となる。例えば、提言書の中に今後のプロセスを盛り込むことも考えられる。

【本川委員長】

次回に向けて、事務局（案）の整理をお願いします。

## 5 審議事項

公民館事業の計画について

【落合事業係長】

資料5を御覧いただきたい。今回は、4館8事業を御審議いただきたい。

【本川委員長】

丁寧に審議すべきところであるので、御意見等をお願いします。

【川原委員】

東分館のユーチューブ講座の定員10名は少ないが、どういった経緯があるか。

【鈴木東分館長】

この講座は昨年度も実施しており、ユーチューブをアップするまでの入門講座で、講師1人とサポートの数人で対応しているがこれ以上は難しい。本館から借用しているICサポートのパソコンも10台となっている。

【吉田委員】

本館と貫井南の高齢者学級準備会について、私も3館の高齢者学級に参加し、国際問題から内外の問題も含めすごく意義があり、準備会は大切だと思っている。プライオリティを考えてやっているとは思いますが、参加を広げるためにも準備会で盛り上げていくべきでは。

【稲垣委員】

緑分館の最後にある図書館との連携事業の(2)「受験勉強と進路の相談会」を図書館と連携して行う意図を伺いたい。

【伊藤緑分館長】

大変申し訳ございませんが、タイトルを変更し、「先輩との座談会」とさせていただきます。

図書館との連携の意味は、図書館に来るけど公民館の利用がない、公民館の利用はするけど図書館はちょっとという中高生を対象とし、学校や学年を超えたふだん会わない人たちと一緒に話合う居場所を設定している。

【稲垣委員】

分かりました。大変いいと思う。

【落合事業係長】

公民館は昭和43年に今の予算体系ができているが、中長期計画の策定により、「集

う、学ぶ」という公民館の考え方の下に、複数年をかけ事業の改編を行っている。今年度から緑センターも委託し、事業的に弱い部分である本館と南分館に青年教育と少年教育の事業の拡充を今後考えている。また、講師の謝礼にかかる現状の講座について、先ほど吉田委員からもあったが、必要性等も考慮し改めて検討していきたい。令和7年度予算が決定した段階で報告させていただきたい。

**【本川委員長】**

今回の公民館事業の計画について、承認ということによろしいか。

(異議なし)

6 その他

**【諏訪庶務係長】**

第61回東京都公民館研究大会は、令和7年2月8日土曜日午後10時に国立の市民芸術小ホールで開催される。正式な通知があったら出席の確認をさせていただきたい。

昨年までの三者合同会議が、今年度は同じ生涯学習部のスポーツ推進審議会委員も参加し四者合同会議となる。日程は、2月14日金曜日10時からで、公民館が担当するため、会議の取り仕切りを倉持副委員長にお願いしている。

名勝小金井桜名勝指定100周年記念式典について、御案内が送付されているかと思うが、不明な点はお問合せさせていただきたい。

次回公運審は令和7年1月29日水曜日午前10時から、公民館本館学習室Bで開催である。

**【渡邊公民館長】**

最後に資料4に関して、委員の皆さんからの意見があれば今月中にお願いしたい。その意見等も踏まえて、事務局案を整理したい。

**【本川委員長】**

最後にそういった要望が出たので、協力をお願いする。

**【稲垣委員】**

提言書を最終的につくるに当たって、なぜ有料化にするかという方針をこの審議会できちんと打ち出すべきで、意見提案シートにもあったが、土台がきちりしないと市民に対しての説明できないので、審議会ですべて詰めるべきだと思う。

**【本川委員長】**

意見をいただき、それも踏まえて今後に向けて進めさせていただきたい。

7 閉会

**【本川委員長】**

それでは、第37期第11回公民館運営審議会を終了する。お疲れさまでした。

— 了 —